

経済産業省

平成22・04・22原院第6号

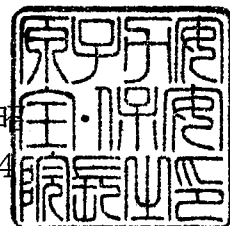
平成22年4月30日

独立行政法人原子力安全基盤機構

理事長 曾我部 捷洋 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭

NISA-151d-10-4



「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について（指示）

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機に係る耐震安全性評価について、下記のとおりクロスチェック解析の実施を指示します。

記

1. 作業実施件名

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析

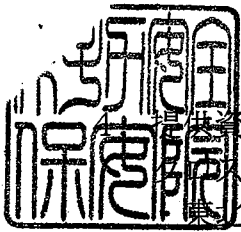
2. クロスチェック解析に係る作業内容

以下の内容について、クロスチェック解析を実施する。解析項目、解析範囲、解析条件等の詳細については、本件を担当する当院職員と協議のうえ、決定するものとする。

- ・地震随件事象（津波）に対する安全性評価に係る解析

3. クロスチェック解析に係る作業方法

貴機構が保有する解析コード等を用いて、女川原子力発電所に係る津波の影響評価の解析を実施し、安全性評価を行う。



提供資料

クロスチェック解析の実施に当たり、当院から以下の資料を提供するものとする。

- ・東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機に係る「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書
- ・当院が東北電力株式会社から入手した解析に係る資料及びデータ一式
- ・上記以外で、クロスチェック解析実施の過程において、新たに必要性が生じたデータ

5. 提供方法

提供資料は、貴機構の当該作業期間中に限り、貸与するものとする。

データについては適切な電磁的記録により提供するものとし、貴機構における作業が終了した後、遅滞なく、電磁的記録は消去することとし、その他の記録は、当院へ返却することとする。

なお、作業の一部を外部に委託等する場合に当たっては、データの漏えい防止等の遵守事項について、契約等において明確に規定することとする。

6. 作業期間

作業期間は、指示の日から平成22年9月30日までとする。また、平成22年7月30日までに中間報告を行うこととする。

当該作業を作業期間内に終了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延の理由、作業完了の予定日等を記載した書面により報告することとする。この場合、当院から別途、作業期間について指示するものとする。

【説明】

平成18年9月19日に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が改訂されたことに伴い、平成18年9月20日付けで原子力事業者に対して、「「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う既設発電用原子炉施設の耐震安全性の評価等の実施について」を発出し、改訂された当該指針に照らした、既設の発電用原子炉施設に係る耐震安全性の評価を指示した。

本件は、当該指示に基づく東北電力株式会社女川原子力発電所の耐震安全性評価のうち、地震随件事象（津波）に対する安全性評価について、独立行政法人原子力安全基盤機構に対し、「クロスチェック解析等の実施要領（内規）」（平成16年9月21日）に基づき指示するもの。

【報道対応】

本件は、報道発表、ホームページ掲載基準における「4. 事業者への指導・通達等」のうち個別事業者への指導・通達等その他文書によるものであるため、報道発表を行わず、当院のホームページへ掲載する。

【ホームページ掲載文】

件名：「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について

内容：原子力安全・保安院は、独立行政法人原子力安全基盤機構に対し、東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の実施を指示しました。

（参考資料）

参考1 クロスチェック解析等の実施要領について（内規）

参考2 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う既設発電用原子炉施設の耐震安全性の評価等の実施について